

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.7

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 新川 麻

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

【報告義務発生日】 令和7年7月10日

【提出日】 令和7年7月17日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等に関する担保契約等重要な契約の変更
株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社KOKUSAI ELECTRIC
証券コード	6525
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	ケイケイアール・エイチケーイー・インベストメント・エルピー(KKR HKE Investment L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、ユーグランド・ハウス、私書箱第309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付 (Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成29年2月2日
代表者氏名	バーク・マレク(Burke Malek)
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるケイケイアール・エイチケーイー・インベストメント・リミテッド(KKR HKE Investment Limited)のディレクター
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 飯永 大地
電話番号	03-6250-6200

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	24,692,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 24,692,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		24,692,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年6月26日現在)	V	238,115,614
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		10.37
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		23.14

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場 内外 取引 の別	取得 又は 処分 の別	譲渡の相手方	単価

令和7年7月10日	普通株式	7,800,000	3.28	市場外	処分	野村證券株式会社	3,029
令和7年7月10日	普通株式	7,800,000	3.28	市場外	処分	ゴールドマン・サックス証券株式会社	3,029
令和7年7月10日	普通株式	6,600,000	2.77	市場外	処分	J P モルガン証券株式会社	3,029
令和7年7月10日	普通株式	3,600,000	1.51	市場外	処分	S M B C 日興証券株式会社	3,029
令和7年7月10日	普通株式	3,000,000	1.26	市場外	処分	みずほ証券株式会社	3,029
令和7年7月10日	普通株式	1,200,000	0.50	市場外	処分	大和証券株式会社	3,029

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・提出者は、提出者が保有する発行者の普通株式を、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、J P モルガン証券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社（以下、「証券会社」と総称します。）に対して売却（以下、「本売却」といいます。）することに関する2025年7月10日付売買契約書において、本売却に係る受渡日である2025年7月14日から起算して90日を経過する日までの期間中、証券会社の事前の書面による同意なしには、発行者の普通株式の売却等（ただし、本売却及び一定の借入れに関する担保権の設定及び当該担保権の実行に伴う処分等を除きます。）を行わない旨を合意しております。なお、本売却にあたっては、証券会社による買取注文を野村證券株式会社が取りまとめております。

・提出者は、2024年6月24日付で、Deutsche Bank AG, Singapore Branchとの間で、提出者が保有する発行者の株式の一部又は全部に質権を設定する旨の株式担保契約を締結し、Deutsche Bank AG, Singapore Branchに対して、2024年6月24日付で、提出者が保有する発行者の普通株式30,141,600株に、2024年11月19日付で、提出者が保有する発行者の普通株式2,363,200株に、2024年11月25日付で、提出者が保有する発行者の普通株式10,000,000株に、2025年4月8日付で、提出者が保有する発行者の普通株式12,187,200株に、それぞれ、質権を設定しておりましたが、そのうち30,000,000株に設定されている質権は、本売却に係る受け渡しに先立って解除される予定です。

なお、提出者は、2024年6月21日付で、KKR CAPITAL MARKETS ASIA II LIMITED、Deutsche Bank AG, London Branch、JPMorgan Chase Bank, N.A., London Branch、Nomura Singapore Limited、SMBC Nikko Securities Inc.、Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch及びDeutsche Bank AG, Singapore Branchとの間でローン契約を締結しているところ、一定の日において、借入金残高から現金担保残高（現金担保口座に入金されている現金残高）を控除した金額が担保株式の価値に占める割合（以下、「基準割合」といいます。）が、予め定められた基準値を上回った場合等には、上記株式担保契約に基づき質権の設定対象となる提出者が保有する発行者の普通株式数が増加する可能性があります。一方で、基準割合が予め定められた基準値を下回った場合等には、質権の設定対象となる提出者が保有する発行者の普通株式数は減少する可能性があります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	

上記(Y)の内訳	<p>2017年12月13日付の合同会社から株式会社への組織変更により普通株式72,800,000株を無償取得</p> <p>2018年5月30日付無償割当により普通株式4,000,000株を無償取得</p> <p>2018年6月1日付で株式会社KOKUSAI ELECTRICに商号変更</p> <p>2021年9月30日付で普通株式12,886,500株を処分</p> <p>2022年1月12日付株式分割(1:3)により普通株式127,827,000株を無償取得</p> <p>2023年6月2日付で普通株式11,520,000株を処分</p> <p>2023年6月22日付で普通株式11,520,000株を処分</p> <p>2023年10月25日付で普通株式58,847,600株を処分</p> <p>2023年11月17日付で普通株式8,827,100株を処分</p> <p>2024年7月22日付で普通株式39,186,400株を処分</p> <p>2024年8月23日付で普通株式7,147,400株を処分</p> <p>2025年7月10日付で普通株式30,000,000株を処分</p>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地